

第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画 見直し方針（案）

1 趣旨

「第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども子育て支援法(平成24年8月22日号外法律第65号)第61条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図り、業務の円滑な実施を目的に策定している。

しかし、計画期間内において、利用希望である「量の見込」と提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める「確保方策」が大きいかい離している場合、均衡の取れた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に支障をきたすことが見込まれることから、地域の実情に即した必要な見直しを行うものとする。

2 見直しのための考え方

「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(内閣府令和4年3月18日事務連絡)に基づき、見直しを実施する。

3 対象期間

令和5年度・令和6年度

4 対象事業

- (1) 「第4章 事業計画 4-2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 (4) 教育・保育提供区域別の幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策」のうち、教育・保育提供区域別の認定区分ごとの量の見込み

①見直し基準

令和3年4月1日時点の「実績値」と計画における「量の見込み」

を比較し 10%以上かい離している場合には、要因を分析し、原則として見直しを行う。

②要因分析・見直しの方法

a) 推計児童数

児童数の見直しに当たっては、令和3年度までの計画時の推計値と実績値を比較し、推計児童数にかい離が生じている場合には、その要因を分析して見直しを行う。

b) 支給認定割合の補正

支給認定割合の補正に当たっては、令和3年度までの実績値を基に、政策動向や地域の実情を踏まえ、見直しを行う。

(2)「第4章 事業計画 4-3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策」のうち、各事業における今後の方向性・量の見込み・確保方策

①見直し基準

事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う。

②見直しの方法

令和3年度までの実績値を基に、地域の実情に即した量の見込みを算定し、確保方策を再検討する。また、必要に応じて今後の方向性を見直す。